

社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）の あり方検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）の今後のあり方や方向性について、幅広く検討を行っていくため、「社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会においては、主として次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）経営状況の評価
- （2）具体的な経営改善方策
- （3）今後の森林整備のあり方
- （4）今後の分収造林事業運営のあり方

（委員）

第3条 委員会は8名の委員で構成する。

- 2 委員は、森林政策・法律・経営・環境に関して専門的知識を有する者、林業団体関係者、行政関係者等の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成24年9月30日までとする。ただし、必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

（委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福井県農林水産部森づくり課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成22年8月23日から適用する。

附則 この要綱は、平成23年12月1日から適用する。